

浜松市教育委員会会議次第

令和元年8月28日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】※非公開

第34号議案 令和元年度9月補正予算(案)の議会提案について

第35号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について

(教職員課)

第36号議案 浜松市立幼稚園条例の一部改正の議会提案について

(幼児教育・保育課)

【議決案件】

第37号議案 浜松市学校運営協議会規則の制定について

(教育総務課)

(2) 報 告

ア 令和元年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果(概要)」について(指導課)

6 閉 会

浜松市学校運営協議会規則の制定について

浜松市学校運営協議会規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市学校運営協議会規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

（目的）

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（設置）

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成

できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市学校運営協議会規則の制定について

(提案理由)

本市に学校運営協議会制度を導入するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、必要な事項を定めるものです。

(主な制定内容)

教育委員会規則で定める主な事項は以下のとおりです。

- 1 対象学校の承認を得るべき事項
教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想。
- 2 対象学校の職員の採用その他任用に関する意見を述べるができる事項
特定の職員に関するものは除く。
- 3 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期
協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。
校長は、委員となるのが適当と認められるものを選出して教育委員会に推薦し、教育委員会が、推薦された委員のうちから任命する。
教育委員会は、委員が教育委員会規則で定めた事項に該当する場合は、委員を解任することができる。
委員の任期は、3年とする。委員は再任することができる。この場合において、再任は1回限りとする。
- 4 学校運営協議会の議事の手続き及び運営に関し必要な事項
協議会の会議は、会長が招集するが、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
協議会の会議は、原則、公開とするが、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

令和元年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果（概要）」について

指導課

- 「将来の夢や目標を持っている」「自分にはよいところがある」「人の役に立つ人間になりたい」と答える子供の割合が全国に比べて高い。
- 小学校の国語で、全国の平均正答率を大きく上回った。
- 小学校の算数は、概ね全国と平均正答率が同じだった。
- 中学校の国語、数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」で、全国の平均正答率を上回った。
- 中学校の英語「話すこと」は、全国的に平均正答率が低い。

浜松市では、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と回答した子供の割合が全国に比べて高く、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が進んでいると考えられる。

今後、各学校においては、子供の実態と本調査の結果を併せて分析するとともに、明らかになった課題について、組織的・継続的な取組により学校全体で改善を図っていくことが望まれる。

1 参加人数・参加校数

学 校	対象学年	人 数	学校数
小学校	6年	7,090人	97校
中学校	3年	5,670人	49校

*人数は、当日実施者のみ。調査項目によって違うため最大人数で表示。

2 調査結果及び考察

(1) 教科に関する小学校及び中学校結果数値（平均正答率）

【小学校】	国語	算数
全国	63.8%	66.6%
静岡県	65 %	66 %
浜松市	67 %	67 %

【中学校】	国語	数学	英語 「聞く」「読む」「書く」	英語 「話す」
全国	72.8%	59.8%	56.0%	30.8%
静岡県	75 %	62 %	58 %	
浜松市	75 %	62 %	57 %	

*4月18日実施値。

平均正答率は、文部科学省結果公表数値（都道府県・指定都市は小数点以下第1位を四捨五入した数値）による。

英語「話すこと」は全国（国公立）参考値のみ公表。

(2) 質問紙調査概要

① 「浜松の目指す子供の姿」に関する質問紙調査結果【児童生徒質問紙】

設 問	小学校（全国比）	中学校（全国比）
将来の夢や目標を持っている	86.9% (+3.1)	74.5% (+4.0)
自分にはよいところがあると思う	86.5% (+5.3)	81.6% (+7.5)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う	89.8% (+3.7)	86.1% (+4.6)
人の役に立つ人間になりたいと思う	95.7% (+0.5)	95.7% (+1.4)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	54.5% (0.0)	45.6% (+6.2)

- 「将来の夢や目標を持っている」子供が多い。
- 「自分にはよいところがある」と考える子供の割合が全国に比べて高い。その背景の一つに、日々の教育活動の中でキャリア教育の視点もふまえながら子供一人一人のよい点や可能性を見付けて評価する、本市の教師の取組があると思われる。
- 「人の役に立つ人間になりたい」と考える子供は多いが、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した割合は半数程度にとどまる。
- 今後、教師は、「今の学びと社会とのつながり」を子供と共有する手立てを一層工夫し、望ましいと考えたことを進んで実行しようとする意欲を養っていくことが必要である。

② 主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善に関する質問紙調査結果

設 問	小学校（全国比）	中学校（全国比）
【児童生徒】授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた	77.9% (+0.2)	77.6% (+2.8)
【児童生徒】学級の友達との（生徒の）間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	76.4% (+2.3)	78.4% (+5.6)
【児童生徒】授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている	83.4% (+0.6)	77.8% (+2.9)
【学 校】各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた	88.6% (+3.9)	80.0% (+2.1)

- 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と考える子供の割合が全国に比べて高い。
- 「授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている」と考える子供の割合が多い。その背景には、「各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができる機会を設けている」学校の様子を確認できる。
- 今後も、実際の子供の状況を踏まえながら、資質・能力を育成することができるよう多様な学習活動を効果的に組み合わせて授業を組み立てていくことが重要である。

(3) 教科概要


<国語>

- 小学校では、「読むこと」の領域の問題において良好な結果が見られた。
- 中学校では、話合いの話題や資料の情報を正確に捉えることができた。
- 小学校では、引き続き、学年別漢字配当表に示されている漢字を、文の中で正しく使うことに課題が見られた。
- 中学校では、話や文章の中の情報を整理して捉えることはできるが、その上で、自分の考えを形成することに課題が見られた。

[小学校] 課題が見られた問題(一部)

小国 1 四(1)イ	正答率 : 56.1% 無解答率 : 15.9%	【報告する文章】の一部 ・ ・ ・ 今回の調査を通して知ったこと とを、学級の友達にイ かぎらず多 くの友達に伝え・ ・
一線部のひらがなを漢字を使って書き直す。		

「かぎらず」を漢字で書き直すとしたら、どんな漢字を使うのだろうか。



[中学校] 課題が見られた問題(一部)


中国 2 三	正答率 : 63.3%
---------------	-------------

話合いの中でどうするか決まっていないことについて自分の考えを文章にまとめる。

確かに「土足禁止」の表現は気になりますね。それに、見て回る経路の例を示した紙を配るといいと思います。

賛成です。経路の例は場所が決まってからにしましょう。それでは、今日の話合いはここまでですね。

「土足禁止」という表現をどのような表現に直すか、まだ決まっていないな。文化祭に来て下さる方にふさわしい言葉の使い方に直すとしたらどのような表現がよいだろうか。自分だったら…。



- 今後、漢字を字形に注意して繰り返し練習するだけにとどまらず、自分が書いた文章を推敲する中で、漢字のもつ意味を考えながら文章の中で正しく漢字を使えているかを見直す習慣を付けていくことが大切である。家庭で漢字を練習する場合にも、教師は、定着のための手立てを工夫する等の見直しをしていく必要がある。
- 話合いなどの学習活動では、「メモを取りながら他者の意見を確認し、比較する」「自分の知識や体験と関連付ける」などして、目指す話合いの到達点に向けて自分の考えを形成するよう指導することが大切である。

<算数・数学>

- 小学校では、棒グラフから資料の特徴や傾向を読み取ること、減法に関して成り立つ性質を計算に適用することができた。
- 中学校では、「平行移動の理解」について定着が見られた。
- 小学校では、除法や異種の割合に関する問題、図形の見方を働かせて面積の求め方を説明する問題に課題が見られた。
- 中学校では、関数や資料の活用において、事象を数学的に解釈したり、資料の傾向を的確に捉えたりして、問題解決の方法や判断の理由を数学的な表現を用いて説明すること、また、図形を発展的に捉え、新たな事柄を見いだし説明することに課題が見られた。

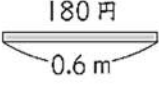
[小学校] 課題が見られた問題(一部)

小算 3(4)

正答率 : 43.4%

示された除法の式の意味を考える。

問題

リボンを0.6 m買ったときの代金が180円でした。 

このリボン1 m分の代金は、いくらですか。

$$180 \div 0.6 = \text{■}$$

$$\downarrow \times 10 \quad \downarrow \times 10$$

$$1800 \div 6 = 300$$

変わらない ←

だから、 $180 \div 0.6$ の答えの は、300です。

$1800 \div 6$ は、何m分の代金を求めている式といえるか。

[中学校] 課題が見られた問題(一部)

中数 8(2)

正答率 : 39.1%

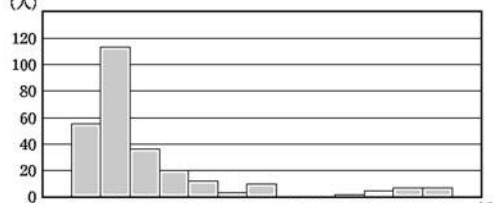
無解答率 : 18.3%

資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を説明する。

航平さんが作った表

	平均値	最大値	最小値
1日あたりの読書時間(分)	26.0	120	0

桃子さんが作ったヒストグラム



「平均値が26.0分だから、1日に26分ぐらい読書をしている生徒が多いといえそうだ」という考えが適切でない理由をヒストグラムの特徴をもとに説明する。

- 除法の式や場面において示された数量が何を表しているのかを、具体物や図、数直線などを用いて考察させるなど指導の方法を工夫し、子供が式の意味について理解を深めることができるようにすることが必要である。
- 実生活における事象との関連を図った問題を積極的に取り入れ、具体的な場面において表、式、グラフなどを用いて、問題解決の方法や手順、判断の理由をきちんと記述し説明する場面を設定することが必要である。さらに、求めた値が何を意味しているのかを実生活の場面に戻して考察したり、解決の過程を振り返ったりすることも大切である。

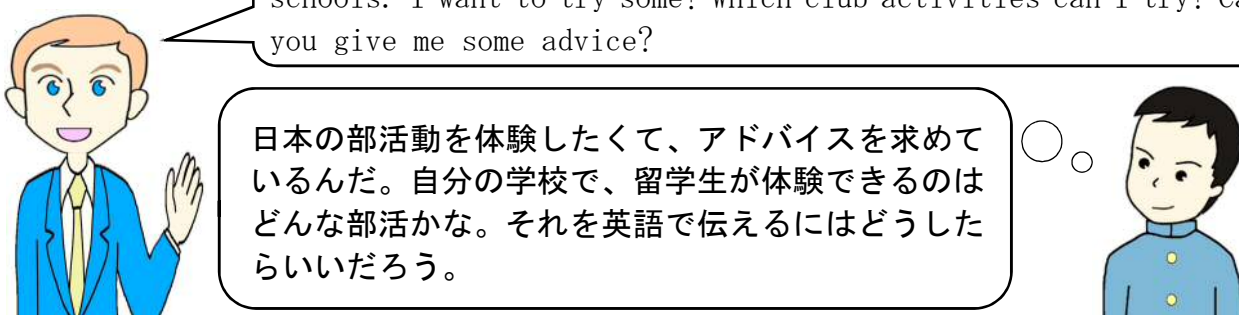
<英語>

- 「聞くこと」の領域の問題において、概ね良好な結果が見られた。
- まとまりのある文章を読んで概要を把握したり、前後の文脈から推測して適する接続詞を選んだりすることができた。
- 聞いたり読んだりした内容に対して自分の意見や考えを書くことに課題が見られた。
- 状況に応じて言語材料を正確に用いて文章を書くことに課題が見られた。

[中学校] 課題が見られた問題(一部)

中英 4 正答率 : 7.0%
無解答率 : 43.1%

来日する留学生の音声メッセージを聞いて、部活動についてのアドバイスを書く。



… I hear that there are a lot of club activities in Japanese schools. I want to try some! Which club activities can I try? Can you give me some advice?


日本の部活動を体験したくて、アドバイスを求めているんだ。自分の学校で、留学生が体験できるのはどんな部活かな。それを英語で伝えるにはどうしたらいいだろう。

中英 9(3)② 正答率 : 27.4%

与えられた情報に基づいて、3人称単数現在時制の肯定文を正確に書く。

ある女性に関する現在の情報を用いて、彼女について説明する英文を書きなさい。

住んでいる都市 Rome



「～に住んでいる」は live in～だったかな。主語が3人称単数だから動詞にsを付けないと。

- 今後、まとまりのある文章を聞いたり読んだりして内容を理解することにとどまらず、話の内容を踏まえた上で適切に応じたり、自分の感想や意見を書いたりするなど、複数の領域を統合した言語活動を工夫する必要がある。
- 言語材料を正しく用いて正確に文を書くことができるよう、特定の言語材料を用いて文を書かせるだけでなく、目的・場面・状況のある言語活動を設定し、生徒が様々な知識を活用して文を書く場面を授業に位置付けることが求められる。